

令和7年度保険料率について（案）

令和7年1月17日 令和6年度第3回評議会



全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

1. 今後の運営委員会・支部評議会等の スケジュールについて

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
運営委員会	9/12			12/2	12/23	1/29	(2/19)	3/21
	事業計画(R7年度)							(保険料率の広報等)
	予算(R7年度)							
				インセンティブ制度: R5年度実績の評価				
	平均保険料率			都道府県単位 保険料率				
	・論点 ・5年収支見通し			・評議会における 意見の報告	・平均保険料率 の決定	・都道府県単位 保険料率の決定 ・支部長意見		
支部評議会		10/29開催 ・平均保険料率 ・支部の現状、 課題および今 後の事業方針			1/17開催 ＜本日＞ ・都道府県単位保 険料率 ・支部事業計画、 予算（案）			
					インセンティブ制度 R5年度実績の評価			
	支部の事業計画(R7年度)							
	支部の予算(R7年度)							
国・その他		社会保険 適用拡大の施行		健康保険証 発行終了	政府予算案 閣議決定	保険料率の 認可等	事業計画、 予算の認可等	
	令和7年度薬価改定 分析・調査・検討				薬価改定の 骨子案 とりまとめ			

都道府県単位保険料率決定までのスケジュールについて(予定含む)

令和6年9月12日(木) 運営委員会(平均保険料率について審議)

10月29日(火) 島根支部評議会の開催
<前回> (平均保険料率について意見聴取)

12月2日(月) 運営委員会(平均保険料率について方針の決定)
12月23日(月)

12月27日(金) 政府予算案(令和7年度)の閣議決定

令和7年1月17日(金) 島根支部評議会の開催
<本日> (都道府県単位保険料率の変更について意見聴取)

1月中旬 都道府県単位保険料率の変更について支部長から理事長への意見の申出

1月29日(水) 運営委員会(都道府県単位保険料率の決定)

運営委員会への付議後、都道府県単位保険料率の変更について、厚生労働大臣へ認可申請予定

1月下旬～2月上旬 令和7年度都道府県単位保険料率の認可予定

<健康保険法 第160条>

第6項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

第7項 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

第8項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2. 令和7年度平均保険料率について 【審議事項】

1. 令和7年度保険料率について

<論点>

- ①令和7年度及びそれ以降の平均保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
- ②令和7年度都道府県単位保険料率の変更時期について、令和7年4月納付分（3月分）からでよいか。

●令和6年10月における都道府県支部評議会の意見

①

平均保険料率10%維持	36支部
引き下げるべき	1支部
平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見（両論併記）	10支部

- ②令和7年度都道府県単位保険料率の変更時期について、令和7年4月納付分（3月分）以外の意見なし。

●協会けんぽとしての対応

- ①平均保険料率について 令和7年度の平均保険料率について10%を維持する。
- ②保険料率の変更時期について 令和7年4月納付分からとする。

2. 政府予算案を踏まえた収支見込（医療分）

（単位：億円）

		2023(R5) 年度	2024(R6) 年度		2025(R7) 年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2024年12月) (b)	2024-2023 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月) (c)	2025-2024 (c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	① 119,963	④ 1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	② 115,362	⑤ 2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	③ 4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

3. 政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要

政府予算案を踏まえた2025(令和7)年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、
収入(総額)が①12.0兆円、支出(総額)が②11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は③4,601億円の見込み。

1. 収入の状況

収入(総額)は、2024(令和6)年度(直近見込)から④1,770億円の増加となる見込み。

➤「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

2. 支出の状況

支出(総額)は、2024(令和6)年度(直近見込)から⑤2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➤「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➤「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

3. 収支差と準備金残高

2025(令和7)年度の「収支差」は、2024(令和6)年度(直近見込)より、888億円減少して4,601億円になる見込み。
(収支均衡料率は、9.57%の見込み。)

2025(令和7)年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

(参考) 準備金の役割 (イメージ)

中長期にわたり財政を安定させるための準備金

- できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るためのもの

《協会けんぽの今後の財政の見通し（2033年度まで）》

- ① 協会加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれる

(2025年度から2033年度までの) 2024年度比増加額の累計の見込み：約 **7.3** 兆円 (※)

- ② 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる

(2025年度から2033年度までの) 2024年度比増加額の累計の見込み：約 **2.5** 兆円

(※) 国庫補助額（16.4%）を含む累計額

注）2034年度以降も保険給付費等の増加分は継続的に発生

中長期の見通しを考える上で、大きな景気変動による保険料収入減少など、非常時・大規模リスクもあり得ることに留意が必要

例）・新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料収入の減（2020年度保険料収入に係る予算額と決算額の差）：約**0.6**兆円

医療給付費の増（2020～2022年度の新型コロナウイルス感染症関連医療給付費）：約**0.4**兆円

・リーマンショック（2008年秋）の影響による保険料収入の減（2007年度と2009年度の比較）：約**0.3**兆円

法令で確保することが義務付けられた準備金

《医療給付費等の1か月分相当》

短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるためのもの

2023年度末の準備金残高

約

5.2

兆円

約
4.2
兆円

約
1.0
兆円

保険料収入の増加分など

※ 準備金の役割や規模感を概括的に把握できるように2024年12月時点での大枠を整理したものであり、金額等については確定的なものではない。

(参考)令和6年10月29日開催島根支部評議会における 平均保険料率に関する主な意見

【評議会の意見】

- ・概ね平均保険料率は10%維持という意見であった。
- ・保険料率の変更時期は、令和7年4月納付分(3月分)からで良いという意見であった。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- ・協会けんぽを取り巻く厳しい財政状況を勘案すると、平均保険料率10%維持はやむをえない。また、厳しい財政状況に加え、今後、気候変動による新たな感染症の蔓延等も危惧されるため、より安心して安全な保険運営をお願いしたい。
- ・短時間労働者の適用拡大が協会けんぽの財政に与える影響を危惧している。どのような働き方を選択しても、誰もが安心して医療保険サービスを今と同じように享受できるよう、平均保険料率の10%維持の考え方に賛同する。

(事業主代表)

- ・最低賃金の全国平均が1,000円を上回り、人件費の高騰で廃業に追い込まれる企業も増えてきている状況下で、保険料率がこれ以上上がるのは厳しい。できるだけ長く平均保険料率は10%を維持していただきたい。
- ・現在の準備金も将来的には枯渇する見込みが試算されていることからすると、いずれ保険料率は引き上げざるを得なくなるため、協会けんぽは今後、引き上げの時期を見極めて適切に加入者へ広報することが求められる。

(被保険者代表)

- ・現在の制度を前提とすれば、平均保険料率の10%維持は妥当である。準備金が積みあがっていることから、保険料率を下げるべきという意見もあるが、医療保険財政を維持するための中長期的な視点に立てば、必要な蓄えと考える。
- ・保険料率が毎年度変わることや公平性の観点から、都道府県単位の保険料率の制度自体に疑問を持っている。ただし、現在の制度が前提であり、厳しい収支構造に大きな変化が生じない限り、平均保険料率の10%維持はやむを得ない。協会けんぽには、現在の準備金の在り方をしっかり説明していただくとともに、平均保険料率10%を維持するための更なる医療費適正化の取り組みを推進していただきたい。
- ・平均保険料率を10%に維持できるのであれば望ましいが、何年後かに一気に引き上げることがないようにはしていただきたい。

3. 令和7年度島根支部保険料率について(案) 【審議事項】

1. 令和7年度島根支部保険料率

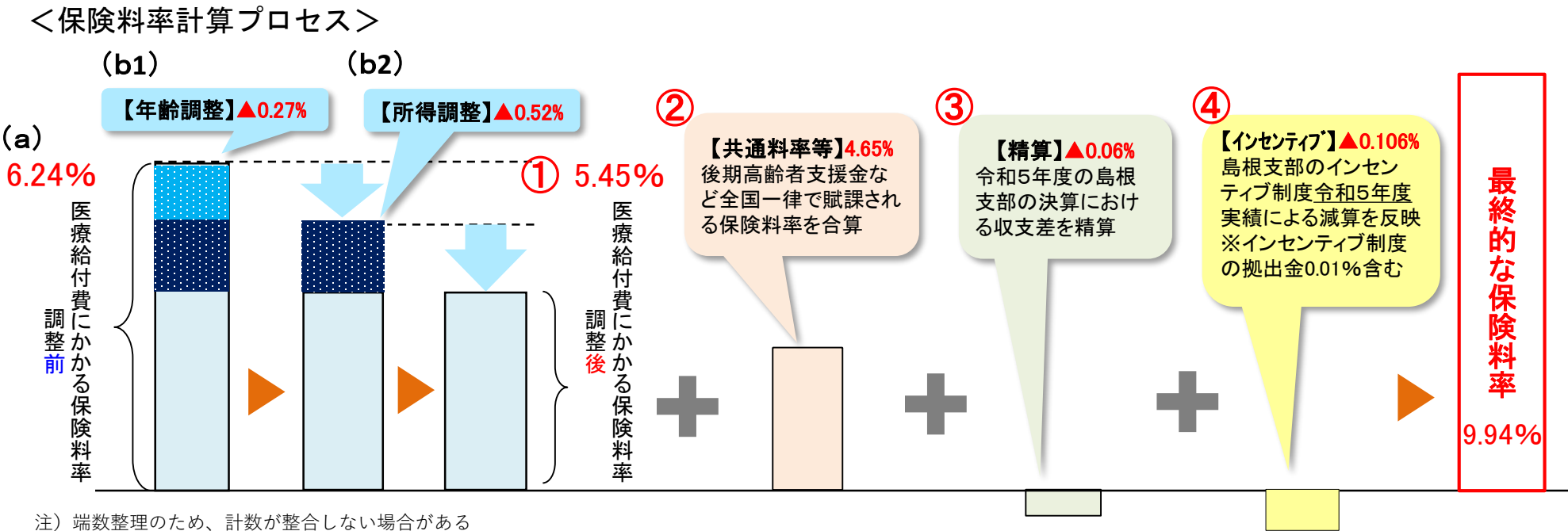
令和7年度島根支部保険料率

9.94% (0.02%引き上げ)

<内訳>

(単位：%)

	医療給付費についての調整後の保険料率		医療給付費についての調整前の所要保険料率		調整(b)		所要保険料率 (a+b+4.65)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ 反映前)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後)	
	(a+b)		(a)		年齢調整	所得調整			(d)	インセンティブ 分
					(b1)	(b2)	(a+b+4.65)	(c)	(d)	
全 国		5.35		5.35	—	—	10.00	10.00	10.00	0.000
島 根	31位	5.45	39位	6.24	▲ 0.27	▲ 0.52	10.11	10.05	9.94	▲ 0.106



2. 令和7年度島根支部保険料率（前年度比較ほか）

		全国	令和7年度 島根支部	令和6年度 島根支部
①医療給付費についての調整後の所要保険料率（a + b）		5.35%	5.45%	5.53%
医療給付費についての調整前の所要保険料率（a）		5.35%	6.24%	6.36%
調整（b）	年齢調整（b1）	－	▲0.27%	▲0.29%
	所得調整（b2）	－	▲0.52%	▲0.55%
②共通料率等※		4.65%		4.60%
所要保険料率（①＋②）		10.00%	10.11%	10.13%
③精算分		－	▲0.06%	▲0.13%
④インセンティブ分		－	▲0.11%	▲0.08%
令和6年度保険料率（①＋②＋③＋④）		10.00%	9.94%	9.92%

※共通料率等（A＋B－C） 4.65%

A. 第2号都道府県単位保険料率	3.90%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.78%
C. 収入等の率	0.03%

- ・第1号都道府県単位保険料率：①
- ・第2号都道府県単位保険料率：現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源拋出※等 ※便宜上④インセンティブ分に含めています
- ・第3号都道府県単位保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て、前々年度精算分のマイナス分等
- ・収入等の率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等
- ②

注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある

3. 令和7年度島根支部保険料率の推移

(単位：%)

	医療給付費について 調整前の所要保険料率 (a)		調整 (b)		医療給付費について 調整後の所要保険料率 (a + b)		共通料率	所要保険料率 (a + b + 共通料率)	保険料率 (療養緩和措置後) (精算除く)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算、インセンティブ反映後) (d)	
		全国一律の 保険料率	年齢調整	所得調整		全国一律の保 険料率との差						インセンティブ分
令和 7年度	6.24	5.35	▲0.27	▲0.52	5.45	0.11	4.65	10.11	-	10.05	9.94	▲0.106
令和 6年度	6.36	5.40	▲0.29	▲0.55	5.53	0.13	4.60	10.13	-	10.00	9.92	▲0.080
令和 5年度	6.40	5.36	▲0.31	▲0.55	5.54	0.18	4.64	10.18	-	10.25	10.26	0.010
令和 4年度	6.40	5.29	▲0.29	▲0.55	5.56	0.27	4.71	10.27	-	10.37	10.35	▲0.016
令和 3年度	6.30	5.29	▲0.29	▲0.60	5.41	0.11	4.71	10.11	-	10.09	10.03	▲0.057
令和 2年度	6.28	5.27	▲0.27	▲0.59	5.42	0.15	4.73	10.15	-	10.15	10.15	▲0.005
令和 元年度	6.17	5.18	▲0.24	▲0.60	5.32	0.15	4.82	10.15	10.13	10.13	-	-
平成 30年度	6.12	5.17	▲0.22	▲0.58	5.33	0.16	4.83	10.16	10.12	10.13	-	-
平成 29年度	6.12	5.24	▲0.20	▲0.55	5.37	0.13	4.76	10.13	10.07	10.10	-	-
平成 28年度	5.97	5.16	▲0.16	▲0.52	5.29	0.13	4.84	10.12	10.05	10.09	-	-

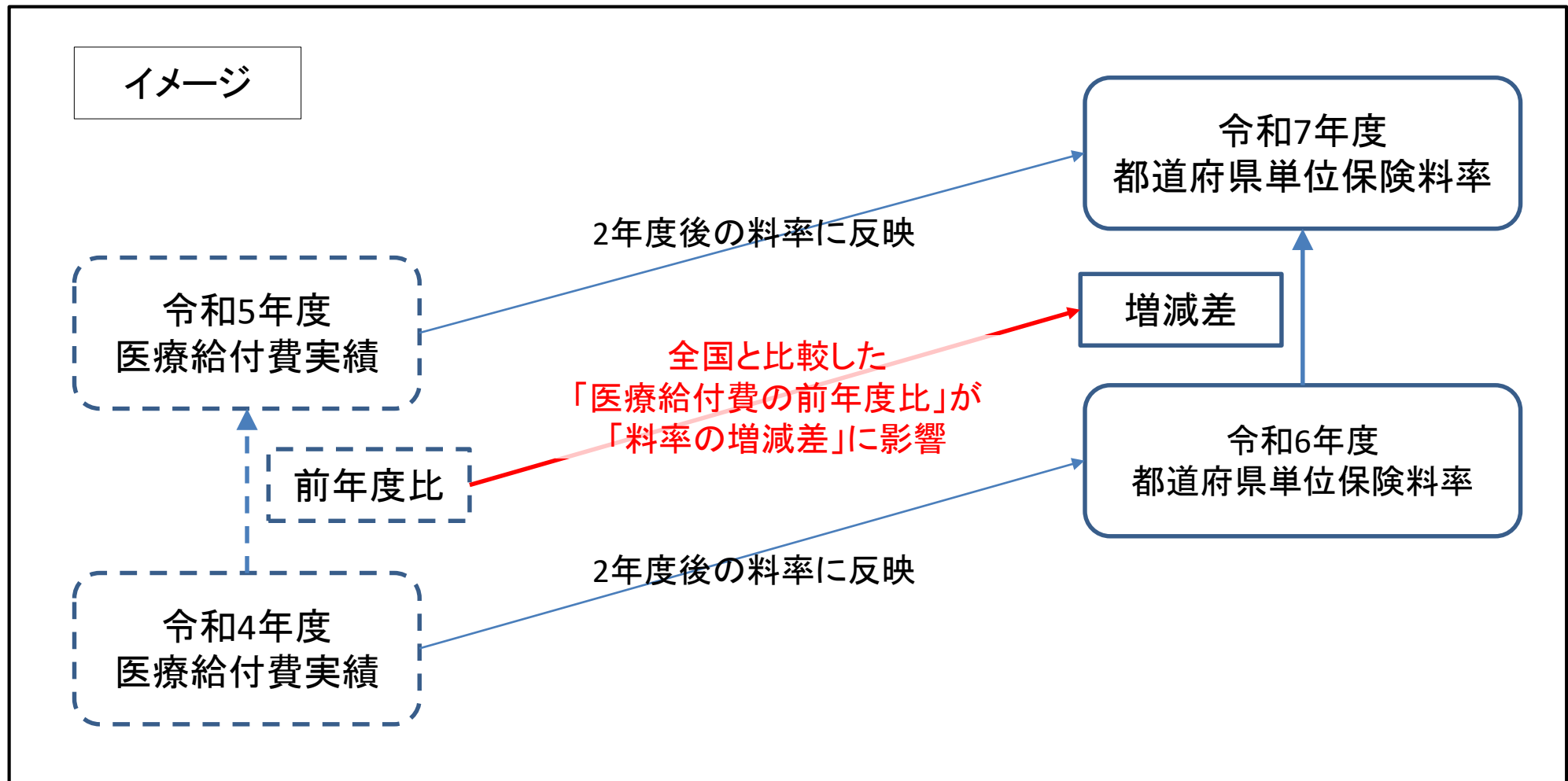
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある

(参考) 令和6年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽの都道府県単位保険料率は、都道府県の年齢や所得の差を調整した後の「医療費の地域差」を反映した保険料率を設定。
- 令和6年度の都道府県単位保険料率の全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.42%、最低は新潟県の9.35%である

北海道	10.21%	石川県	9.94%	岡山県	10.02%
青森県	9.49%	福井県	10.07%	広島県	9.95%
岩手県	9.63%	山梨県	9.94%	山口県	10.20%
宮城県	10.01%	長野県	9.55%	徳島県	10.19%
秋田県	9.85%	岐阜県	9.91%	香川県	10.33%
山形県	9.84%	静岡県	9.85%	愛媛県	10.03%
福島県	9.59%	愛知県	10.02%	高知県	9.89%
茨城県	9.66%	三重県	9.94%	福岡県	10.35%
栃木県	9.79%	滋賀県	9.89%	佐賀県	10.42%
群馬県	9.81%	京都府	10.13%	長崎県	10.17%
埼玉県	9.78%	大阪府	10.34%	熊本県	10.30%
千葉県	9.77%	兵庫県	10.18%	大分県	10.25%
東京都	9.98%	奈良県	10.22%	宮崎県	9.85%
神奈川県	10.02%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.35%	鳥取県	9.68%	沖縄県	9.52%
富山県	9.62%	島根県	9.92%	※全国平均10.00%	

(参考)都道府県単位保険料率と医療給付費との関係



医療給付費実績そのものの上昇下落にかかわらず、医療給付費実績の前年度比が全国平均と比べて高ければ保険料率は上昇し、低ければ保険料率は下落する傾向にあります。

4. 令和7年度介護保険料率について 【報告事項】

1. 介護保険の令和7年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2025(令和7)年度は、2024(令和6)度末に見込まれる剰余分(264億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.60%から2025年4月以降に1.59%へ引き下げた場合の2025年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 463 円 (74,064円 → 73,601円) の負担減
〔月額〕 34 円 (5,440円 → 5,406円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和7年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	備考
		決算	直近見込 （2024年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （2024年12月）	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82% 2024年度保険料率： 1.60% 2025年度保険料率： 1.59% 納付金対前年度比 ⇒ + 126
	国庫補助等	0	1	1	
	その他	－	－	－	
	計	11,580	10,557	10,747	
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	－	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

5. 令和7年度の島根支部被保険者への影響について （健康保険・介護保険）

令和7年度の島根支部被保険者への影響額

島根支部の平均標準報酬月額**28万円**で試算(平均報酬月額276,670円 令和6年9月協会けんぽ月報から)

①40歳未満および65歳以上の被保険者

		R6	R7	対R6	保険料額(月額)
健康保険		9.92%	9.94%	+0.02%	労使折半前 27,832円 折半額 13,916円 ※月額56円 増 (労使折半前)
介護保険	40歳未満	介護保険料なし			
	65歳以上	居住する自治体(市町村)ごとに算定			

②40歳以上65歳未満の被保険者

		R6	R7	対R6	保険料額(月額)
健康保険		9.92%	9.94%	+0.02%	労使折半前 27,832円 折半額 13,916円 ※月額56円 増 (労使折半前)
介護保険		1.60%	1.59%	▲0.01%	労使折半前 4,452円 折半額 2,226円 ※月額28円 減 (労使折半前)
合計		11.52%	11.53%	+0.01%	労使折半前 32,284円 折半額 16,142円 ※月額28円 増 (労使折半前)

6. 令和7年度保険料率にかかる広報について

1. 広報概要

事業主・加入者の皆様に来年度の保険料率を認識していただくことを目的として、今後、以下の内容での広報を実施予定

【実施時期】

令和7年2月～令和7年3月

【実施内容】

広報媒体	実施内容	スケジュール
リーフレット（料額表） ・ポスター	支部窓口に設置、年金事務所・ <u>関係団体等へ配布</u>	R7.2～R7.3
関係団体の会報誌等	<u>関係団体の会報誌等</u>	R7.2～R7.3
新聞広告	地方第一紙への掲載	R7.3
既存の広報媒体	メールマガジン、LINE、健康保険委員向け広報誌等を活用した広報	R7.2～R7.3

2. (参考) 令和6年度保険料率等広報物一例

<保険料率リーフレット>

島根支部

加入者・事業主の皆さまへ
事業所内で回覧をお願いいたします。

令和6年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

島根支部の
健康保険料率は変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

10.26%

▶

令和6年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.92%

介護保険料率も変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

1.82%

▶

令和6年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

1.60%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に
全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率9.92%のうち、6.50%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%分は後期高齢者医療制度への支度金等に充てられる特定保険料率となります。

お問い合わせはこちらまで

TEL 0852-59-5140

〒690-8531 松江市廣町383 山陰中央ビル2階

全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

<関係団体報誌等掲載依頼原稿>

協会けんぽ島根支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率をお知らせします

健康保険料率

現行 10.26% ▶ 9.92%

※任意継続被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更

介護保険料率

現行 1.82% ▶ 1.60%

協会けんぽ島根支部キャラクター
しまのちゃん

令和6年12月2日に保険証は廃止されます

マイナ保険証、一度使ってみませんか？

協会けんぽでは、マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用促進を図っています。

マイナンバーカードで受診するメリット

安心

よりよい医療が受けられる

◆ 健診や診療情報を医師と共有できます。
◆ 薬の情報も医師・薬剤師と共有できます。
◆ 旅行先や災害時に情報等が連携されます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません

便利

各種手続きも便利・簡単に

◆ マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、確定申告における医療費控除手続きが簡単にできます。
◆ 就醫や転院後の保険証の切り替え更新が不要になります。
◆ 履歴照通用認定証の手続きが不要になります。

お問い合わせ先

〒690-8531 松江市廣町383 山陰中央ビル2階 全国健康保険協会島根支部

TEL 0852-59-5140(平日8:30~17:15)

<令和6年3月29日山陰中央新報広告>

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

島根支部の
健康保険料率は変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

10.26%

▼

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

9.92%

介護保険料率も変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

1.82%

▼

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.60%

健康づくりにはじめませんか？

1 健診の受診

健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！

2 健診後の行動

健診結果をもとに生活習慣を改善したり
早急に医療機関を受診しましょう！

3 日々の健康づくり

適度な運動やバランスの良い
食生活で健康に気をつけましょう！

健康づくりサイクル

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。
自分らしく、安心して働けるように
健康づくりをはじめませんか？

生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減
しています。

令和5年
4月~

一般健診 7,169円 ▶ 5,282円
付加健診 8,402円 ▶ 6,269円

※15歳~74歳の被保険者(本人)に
対象です。

令和6年
4月~

付加健診の対象年齢について、
現行の40歳、50歳に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も
対象になります。

※対象年齢は、健診の回数によって、年齢、性別によって異なります。
※対象年齢は、健診の回数によって、年齢、性別によって異なります。

お問い合わせはこちらまで

TEL 0852-59-5140

〒690-8531 松江市廣町383 山陰中央ビル2階

全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

23